



2015年2月13日

各 位

会 社 名 サントリー食品インターナショナル株式会社
代表者名 代表取締役社長 鳥 井 信 宏
(コード番号：2587 東証一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
市 本 徹 雄
(TEL. 03-3275-7022)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

2014年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」といいます)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。従いまして、監査等委員会設置会社への移行は、2015年3月27日開催の定時株主総会において当該移行に必要な定款変更に関する承認をいただくこと、並びに、改正会社法の施行を前提とするものです。

記

監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の目的

議決権のある監査等委員たる取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、社外取締役の比率を高めるとともに、取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものです。

2. 移行の時期

2015年3月27日開催の定時株主総会において、必要な定款変更に関する承認をいただき、改正会社法の施行日に監査等委員会設置会社に移行する予定です。なお、改正会社法の施行日は2015年5月1日です。

以上